

中津川市がんばる地域サポート事業 【補助金申請等の手引き】

平成20年度にがんばる地域サポート事業を創設し、互いに助け合うコミュニティづくりを進めるため、市民が主体となって、住民同士が手を取りあい「絆」を深め、各地域の創意と工夫を活かした地域づくり活動に取り組む団体を支援しています。（絆づくり部門）

さらに平成27年度より「立ち上げ部門」を新設し、活動をこれから始める団体に対しての支援をはじめました。

なお、市の政策的課題等に対し行政（担当課）と協働で取り組む事業「協働部門」については、令和元年度をもって廃止しました。

【立ち上げ部門】

- ◆ 活動をこれから始める、または始めたばかりの団体や非営利活動を目的とするNPO法人等の設立をしようとしている団体を募集します！

【絆づくり部門】

- ◆ 市内15地区等で活動する団体で、住みよい地域づくりに寄与する事業、地域の特色をいかした地域づくりに寄与する事業、地域づくりの進展に寄与する事業を募集します！

中津川市

目次

1	事業の趣旨	2ページ
2	募集する事業	2ページ
3	補助対象事業区域	2ページ
4	補助金額及び補助期間	2ページ
5	要望期限	2ページ
6	申請（本申請）期間	3ページ
7	申請方法	3ページ
8	募集資格・要件	3ページ
9	補助対象事業にならない事業	3ページ
10	補助対象事業にならない経費	3ページ
1.1	事業の流れ	4ページ
1.2	各種手続き	
	① 要望書提出	5ページ
	② 申請書提出	5ページ
	③ 内容確認	5ページ
	④ 審査会	6ページ
	⑤ 審査決定	6ページ
	⑥ 活動実施	6ページ
	⑦ 完了報告書提出	7ページ
	⑧ 補助金請求	7ページ
	⑨ 報告会	7ページ
	⑩ 事業内容の変更	7ページ
1.3	各種申請書	
	① 補助金要望について	8ページ
	② 交付申請書（第1号様式）	9ページ
	③ 内容変更承認申請書（第4号様式）	14ページ
	④ 完了報告書（第5号様式）	16ページ
	⑤ 活動事例報告書	18ページ
	⑥ 補助金交付請求書（第6号様式）	20ページ
1.4	チェックシート	21ページ
1.5	その他事項	
	●成果物（チラシ・冊子等）を作成する際の注意事項	22ページ
	●看板を製作する際の注意事項	22ページ
◆	附則資料	
	がんばる地域サポート事業補助金交付要綱	23ページ

1. 事業の趣旨

互いに助け合うコミュニティづくりを進めるため、市民が主体となって各地域の創意と工夫を活かした地域づくり活動を行う団体に対して、中津川市ががんばる地域サポート事業補助金を交付します。

2. 募集する事業

部門の区分	補助対象事業等
絆づくり部門	(1) 地域課題の解決など住みよい地域づくりに寄与する事業 (2) 地域の特色を活かした地域づくりに寄与する事業 (3) 前2号に掲げるほか、地域づくりの進展に寄与する事業
立ち上げ部門	(1) 活動をこれから始める、または始めたばかりの団体活動 (2) 非営利活動を目的とする NPO 法人等を設立しようとしている団体活動

★同一団体に対する同一年度内の補助金の交付については、1事業とします。

3. 補助対象事業区域

部門の区分	補助対象事業区域
絆づくり部門	市内 15 地区（中津西、中津南、中津東、苗木、坂本、落合、阿木、神坂、山口、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川）の区域又はこれらの地区の複数の地区で構成される区域
立ち上げ部門	上記の区域に加え、全市を一の区域とする区域

4. 補助金額及び補助期間

部門の区分	補助金額	補助期間
絆づくり部門	1 団体あたり 20 万円以内	最長 3 年間 (3 年間の補助金交付を確約するものではない)
立ち上げ部門	1 団体あたり 5 万円以内	1 年間 (当該年度のみ)

※ただし、市の予算の範囲内で交付するため、ご希望にお応えできない場合もあります。

5. 要望期限

●補助を受けたい年度の前年 9 月末日（休祝日の場合、直前の平日）まで

6. 申請（本申請）期間

- 毎年度4月1日から4月25日（休祝日の場合、直前の平日）まで

7. 申請方法

- 申請書に必要事項を記入し、下記へ提出してください。
「絆づくり部門」 ⇒ 各総合事務所または地域事務所
「立ち上げ部門」 ⇒ 地域づくり協働課

8. 募集資格・要件

- 市内の地域づくりに取り組む団体で、地域で認められた団体
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体
- 事業の効果に公益性があり、持続性、発展性のある事業
- 市の他の補助金の交付を受けていない事業又は補助対象とならない事業

9. 補助対象事業にならない事業

- 市の他の補助金又は交付金の交付を受けている事業又は交付対象となる事業
- 事業の効果が特定の団体のみには帰属すると認められる事業
- 営利を主たる目的とし、公益性を欠く事業
- 施設の建設または施設の維持管理を主たる目的とする事業
- 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- その他補助することが適当でないと認められる事業

10. 補助対象事業にならない経費

- 当該団体の運営に係る家賃、光熱水費等経常的な経費
 - 当該団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、宿泊費等
 - 他用途に転用可能な備品等の購入費、整備費等
 - 上記のほか、市長が適当でないと認める経費
- ※ただし食糧費の内、活動の安全に配慮することを目的とした、熱中症対策のための飲料購入費は補助対象の経費とする。



11. 事業の流れ

○活動の1年の流れ

要望書提出

①

- ・応募される団体は前年の9月末までに要望書を提出してください。

申請書提出

②

- ・応募される団体は、申請期間中に、申請書に必要な事項を記入し提出してください。（絆部門は各事務所、立ち上げ部門は地域づくり協働課）
- ・各種書類は、市HPからダウンロードできます。

内容確認

③

- ・各事務所等で申請書の内容や添付書類が要件に合っているかを確認します。
- ・申請書に不備等があった場合は、代表者の方へ連絡します。

審査会

④

- ・審査会の日程をご案内します。
- ・審査会では、選出された審査員が、補助の対象として、ふさわしい事業であるかを審査します。（プロジェクターを用いてPRされる団体もあります）

審査決定

⑤

- ・審査結果（採択結果）を通知します。
- ・補助対象となった団体には、「中津川市補助指令書」により通知します。

活動実施

⑥

- ・補助指令書の日（決定通知日）以降の事業が、補助の対象となってきますので、ご注意ください。順次活動内容と、活動に係った経費を記録してください。報告書の提出の際に必要となります。

完了報告書提出

⑦

- ・事業完了後速やかに、完了報告書を提出してください。年間通しての活動内容を詳しく報告してください。会計報告には、事業の科目に合わせて領収書のコピーを添付してください。なお、領収書実物の確認もさせていただきます。（ほとんどの団体が、活動実績を、発表会で報告しています）
- ・必ず補助対象外経費が含まれていないことを確認願います。

補助金請求

⑧

- ・補助金請求書を提出してください。
- ・上記実績報告と領収書等と合わせて提出願います。
- ・※活動開始時に補助金が必要な場合は、別途ご相談ください。

発表会

⑨

- ・発表会の日程等をご案内します。（例年2～3月に開催）
- ・年間の活動内容を報告していただきます。
- ・発表会では、審査員より意見（アドバイス等）をいただきます。

12. 各種手続き

① 要望書提出

- 応募される団体は、要望期限までに要望書を提出してください。

【提出書類】

- (1) 「がんばる地域サポート事業補助金要望について」
⇒ 本手引き 8ページ参照（市ホームページからダウンロード可能）

- 提出先は、

「絆づくり部門」 ⇒ 各総合事務所 または 各地域事務所
「立ち上げ部門」 ⇒ 地域づくり協働課

② 申請書提出

- 応募される団体は、申請期間中に次の書類等を期日までに提出してください。

【提出書類】

- (1) 第1号様式「がんばる地域サポート事業補助金交付申請書」
⇒ 本手引き 9ページ参照（市ホームページからダウンロード可能）
- (2) 団体規約（立ち上げ部門は規約案も可とする。）
- (3) 事業収支予算書の積算根拠がわかるもの（見積書等）

- 提出先は、

「絆づくり部門」 ⇒ 各総合事務所 または 各地域事務所
「立ち上げ部門」 ⇒ 地域づくり協働課



③ 内容確認

- 申請いただいた事業については、地域づくり協働課や各総合事務所・各地域事務所において「募集資格等」に適している団体・事業であるかを書類にて確認します。

【確認内容の主なもの】

- ▼3ページの「8.募集資格・要件」に合致している団体等であるかどうか
- ▼3ページの「9.補助対象事業にならない事業」ではないかどうか
- ▼3ページの「10.補助対象事業にならない経費」が含まれていないか 等



④ 審査会

- 提出した事務所単位等で「審査会」を開催します。
- 地域等より選出された5名以上の審査員により、事業の内容等について、審査します。
- 審査会単位で、審査会の日程をご案内します。
- 審査会では、申請団体（応募団体）の方にプレゼンテーションを行っていただきます。（発表時間については、各審査会による）
- 申請書等を審査資料とさせていただきますが、事業内容等をより具体的に伝えるために、プロジェクター等の利用も可としています。（利用を希望される場合は、各事務所等へご連絡ください）



⑤ 審査決定

- 審査会の結果は、後日、申請団体の代表者宛てに文書で通知します。
- 送付される書類の種類
 - 採択された場合 ⇒ 補助指令書（補助金の確定）
 - 採択されなかった場合 ⇒ 補助金不交付決定通知書

⑥ 活動実施

- 補助指令書が届いたら、いよいよ事業の実施です。
- 補助指令書の日（決定通知日）以降が、補助の対象となります。

【注意していただきたいこと】

- ▼補助指令書の日以前に行ったイベント等や執行した支出については、対象となりません。
 - ⇒ 事業計画の段階で、よく検討してください。
- ▼活動にかかった経費は、領収書の保管はもちろん、出納簿等の記録を行ってください。
 - ⇒ 事業報告の際に必要となります。



⑦ 完了報告書提出

- 団体は、事業終了後速やかに、完了報告書等を提出してください。
- この際に、事業決算に関連する書類等（領収書や現金出納簿等）も確認します。（コピーではなく、実物で確認します）

【提出書類】

- (1) がんばる地域サポート事業完了報告書【第5号様式】
- (2) 活動事例報告書
- (3) 事業決算書
- (4) 事業に係る領収書の写し
- (5) 実施した事業の成果書類（写真等）

⑧ 補助金請求

- 完了報告と合わせて、補助金請求書を提出してください。
- 補助指令書に明記されている補助金額と等しいか確認してください。

【提出書類】

- (1) がんばる地域サポート事業補助金交付請求書【第6号様式】
- (2) 振込口座がわかるもの（通帳等の見開きの写し）

⑨ 報告会

- 審査会単位で「報告会」を開催します。（例年2～3月）
- 年間の活動内容を報告していただきます。
- 審査会単位で、報告会の日程をご案内します。
- 報告会では、活動団体の方にプレゼンテーションを行っていただきます。（発表時間については、各審査会による）
- 活動事例集等を発表会資料とさせていただきますが、事業内容等をより具体的に伝えるために、プロジェクター等の利用も可としています。（利用を希望される場合は、各事務所等へご連絡ください）
- 活動事例集については、発表会后、市のホームページへも掲載します。

⑩ 事業内容の変更

- 申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、次の書類を各事務所等へ提出してください。
⇒ 「がんばる地域サポート事業内容変更承認申請書」【第4号様式】

13. 各種申請書

年 月 日

地域づくり協働課長 あて

団体名
 代表者名
 連絡先

中津川市がんばる地域サポート事業補助金要望について

みだしのことについて、下記のとおり計画しましたので、令和 年度中津川市がんばる地域サポート事業補助金の対象とされるよう要望します。

記

ふりがな 団体名			地域名	地区	
			会員数	人	
ふりがな 代表者名			申請部門 該当にチェック してください	<input type="checkbox"/> 絆づくり部門	
ふりがな 活動事業名				<input type="checkbox"/> 立ち上げ部門	
総事業費 内(補助金額)	(千円 千円)	実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
事業 分類	番号		活動 分野	番号	
	①地域の課題の解決等、住みよい地域づくりに寄与する事業			①健康・福祉 ②生活安全 ③環境 ④観光・交流	
	②地域の特色を生かした地域づくりに寄与する事業			⑤農業 ⑥林業 ⑦商業 ⑧工業 ⑨教育	
③前の二つの他、地域づくりの親展に寄与する事業		⑩文化・生涯学習 ⑪その他			
事業 内容	事業の目的				
	活動内容				
	資金計画				
	歳入	金額(単位:千円)	歳出	金額(単位:千円)	
	市補助金				
	合計		合計		

※9月時点の可能な限り具体性のある事業計画の提出をお願いいたします。
 ※本申請の提出は、翌年度の4月になります。

第1号様式（第8条関係）

絆づくり部門 立ち上げ部門（該当する部門にチェックをしてください。）

中津川市がんばる地域サポート事業補助金交付申請書

年 月 日

中津川市長 様

補助対象団体名称

代表者 住 所

氏 名

中津川市がんばる地域サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

（具体的に事業の名称を記載すること）

2 補助金交付申請額

円

1. 団体情報詳細

部 門 (該当する部門 にチェックをお 願いします。)	<input type="checkbox"/> 絆づくり部門	<input type="checkbox"/> 立ち上げ部門
	[事務所] ※審査申込書を提出する地域の事務所名	[課]
団 体 名	(ふりがな)	
代表者住所	中津川市	
代表者氏名	(ふりがな)	
連 絡 先 (電話番号等)		
メールアドレス		
会 員 数		

2. 事業計画書

事業名	助成年数	
	年目	
事業の目的と 具体的な内容	※事業のねらい、具体的な実施内容等を記入してください。	
地域への 貢献度 (公益性)	※地域課題の解決や地域活性化につながる効果などを記入してください。	

4. 団体設立等に向けた考え（立ち上げ部門）、自立へ向けた考え(絆づくり部門)

1年目	
2年目	
3年目	

※立ち上げ部門については、3年目の記入は不要とする。

5. 年間活動計画

月	内 容	場所・人数など

6. 会員名簿

	団体内の役職	氏 名	中津川市			市外
			在住	在勤	在学	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※会員名簿は、上記以外のものでも可とする。

ただし、団体内の役職及び市内在住・在勤・在学・市外の区分が分かるものに限る。

7. その他必要と認める書類

事業収支予算書の内訳が分かるもの（見積書等）

団体規約（立ち上げ部門の場合は規約案も可とする。）

(1) 事業の着手、完了予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

(2) 補助金交付の算出基礎及び経費の使用方法

(3) その他参考となる事項及び書類

1. 事業変更計画書

(1) 事業の変更理由

(目的)

(内容)

2. 事業変更収支予算書

収 入

科 目	変 更 前		変 更 後	
	予 算 額	備 考	予 算 額	備 考
	千円		千円	
計				

支 出

科 目	変 更 前		変 更 後	
	予 算 額	備 考	予 算 額	備 考
	千円		千円	
計				

3. その他必要と認める書類

(1) 事業の着手、完了予定年月日

	着手（予定）年月日	完了予定年月日	備 考
変 更 前			
変 更 後			

(2) 変更による補助金交付の算出基礎及び経費の使用方法

(3) その他参考となる事項及び書類

第5号様式（第11条関係）

絆づくり部門 立ち上げ部門（該当する部門にチェックをしてください。）

中津川市がんばる地域サポート事業完了報告書

年 月 日

中津川市長 様

補助対象団体名称

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業を完了しましたので、中津川市がんばる地域サポート事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

1 事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金の額

（1）補助事業に要した経費 円

（2）補助金の額 円

3 補助事業の実績

添付書類：領収書の写し、活動状況がわかる写真、活動事例報告書、その他必要書類

1. 事業実績報告書

(1) 事業の実績 着手、完了年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

(2) 事業の実績経費算定基礎

2. 事業収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	備 考
	円	円	
計			

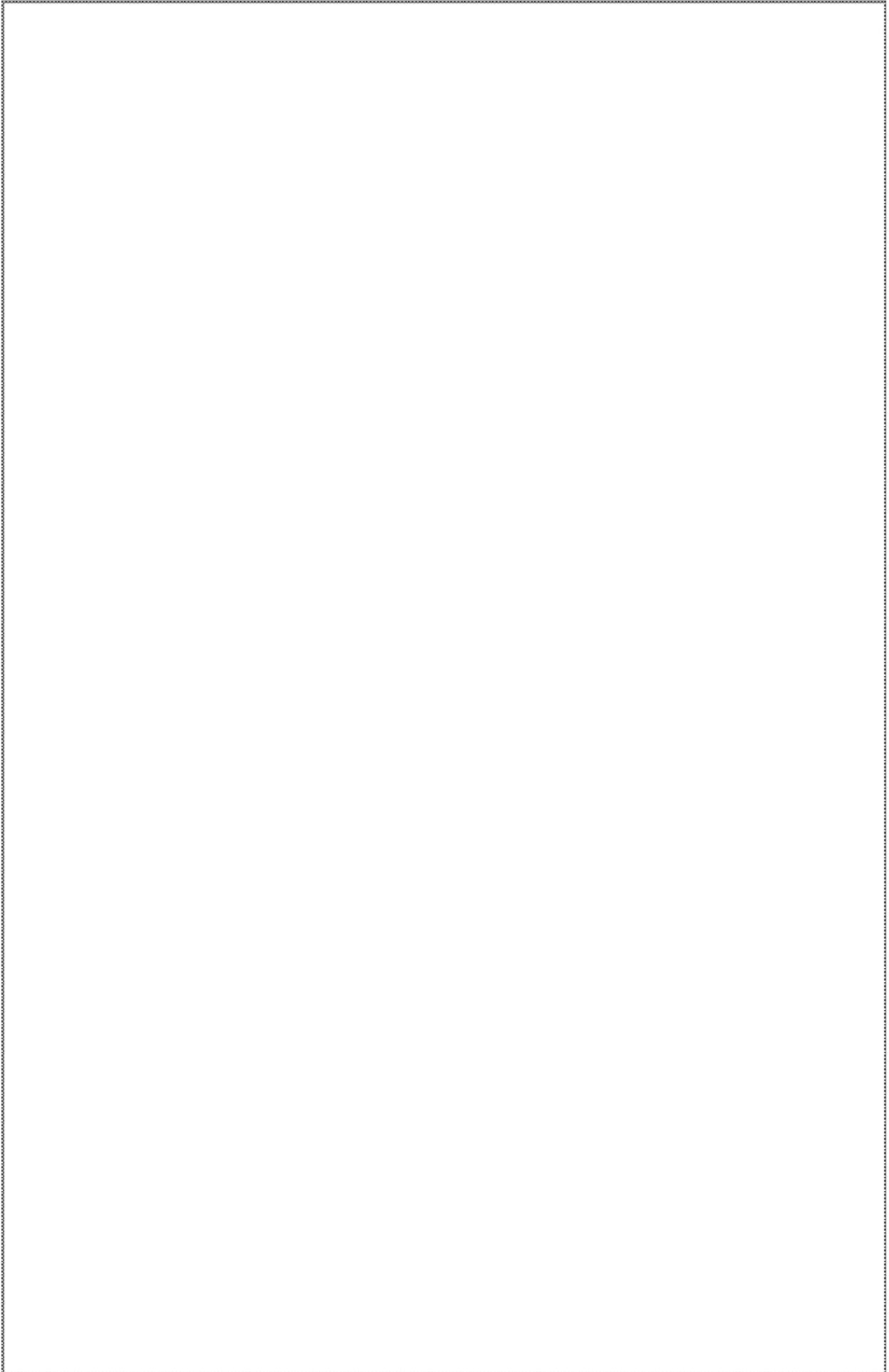
支出

科 目	予算額	決算額	備 考
	円	円	
計			

()年度 **がんばる地域サポート事業** 活動事例報告書

ふりがな 団体名	地域名		地区				
	会員数		人				
ふりがな 代表者名	延べ 参加人数 内(会員数)		人()人				
	事業名						
総事業費 内(補助金額)	円 (円)	実施期間	年 月 日から 年 月 日まで				
事業 分類	番号	活動 分野	番号				
	①地域の課題の解決等、住みよい地域づくりに寄与する事業	①健康・福祉 ②生活安全 ③環境 ④観光・交流 ⑤農業 ⑥林業 ⑦商業 ⑧工業 ⑨教育 ⑩文化・生涯学習 ⑪その他					
	②地域の特色を生かした地域づくりに寄与する事業						
③前の二つの他、地域づくりの親展に寄与する事業							
事業 内容	事業の目的						
	具体的な活動内容						
	主な活動の流れ						
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
	具体的な活動成果 (失敗や苦労したこともご記入ください。)						
今後の展開(自立に向けた活動)							

活動状況写真等（6枚程度添付し、コメントを添えてください）



第6号様式（第12条関係）

絆づくり部門 立ち上げ部門 （該当する部門にチェックをしてください。）

中津川市がんばる地域サポート事業補助金交付請求書

年 月 日

中津川市長 様

補助対象団体名称

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

振込先 金融機関名

口座番号

預金種目

ふりがな

口座名義人

14. チェックシート

【交付申請書提出時】

- 応募する事業は、団体の活動目的に合致していますか
- 団体の規約に明記されている目的等に合致しますか
- 上記の規約を提示できますか
- 補助金交付申請額は、補助金限度額内の申請になっていますか
- 事業収支予算書は、「収入」と「支出」が等しい金額になっていますか
- 市の他の補助金や交付金の交付を受けている事業又は補助金・交付金の交付対象事業ではありませんか
- 収入には、市からの補助金以外に資金を確保する工夫がされていますか（補助対象経費は、補助金交付申請額を上回る必要があります。）
- 支出の各科目の積算の根拠（見積書等）が提示できますか
- 活動目的と収支予算書の内容が、かけ離れていませんか（他の目的のための収支予算が含まれているなど）
- 補助対象経費と補助対象外経費は、用途別に分かるようになっていますか
- 収支予算書の合計は正しいですか
- 補助期間終了後も活動続けるため、自立に向けた考えが明確ですか
- 年間活動計画は、事業収支予算書と、かけ離れていませんか

【事業完了報告時】

- 補助対象経費は、「決定通知日」以降のものとなっていますか
- 事業収支決算は「収入」と「支出」が等しい金額になっていますか
- 補助対象経費に対象外経費が含まれていませんか
- 歳入に記載する市からの補助金額は、決定通知で通知された金額と合致していますか
- 支出に係る領収書と記載された金額（合計）に記載誤りはありませんか
- 領収書の写しを提示できますか
- 団体の経理関係の帳簿を提示できますか（通帳の写しや現金出納帳など）
- 活動事例報告書を提出できますか（活動状況の写真添付等）
- その他活動に関係するものがあれば提示できますか（例：完成冊子等）
- 冊子等成果物には、市から補助金を受けている旨の表示がありますか

【内容変更承認申請時】

- 内容変更する理由は、わかりやすく明記されていますか
- また、その内容は、団体の活動目的と、かけ離れていませんか
- 内容変更後の資金計画は、交付申請時同様、積算根拠等が明確ですか
- 上記関係書類（見積書等積算根拠書類）を提示できますか

15. その他事項

●成果物（チラシ・冊子・看板等）を作成する際の注意事項

- 成果物には、市からの補助金を受けて作成している旨を明記すること
- 文字の大きさや場所は問わない
- 補助を受けた年度、事業名を明記すること

【表記する内容（例）】

「〇〇年度中津川市がんばる地域サポート事業の補助を受けています」

※チラシや冊子については、各事務所及び地域づくり協働課へ1部ずつご提供ください。

※冊子については、図書館へご提供いただくと、今後大切に保管され、多くの市民の方にもご覧いただけます。



●看板を製作する際の注意事項

- 屋外に設置する看板は、「岐阜県屋外広告物条例」に基づき届出が必要です。
- 看板の大きさ等により、場合によっては、看板設置に対し、料金が発生することもあります。
- この事業の補助を受けて製作した看板については、料金が発生しない「適用除外」の適用を受けられる可能性がありますので、各事務所を通じ（直接でも可）下記担当部署へ設置する前に協議を行ってください。

【屋外広告物 担当部署】 ⇒ 中津川市 建設部 管理課



<附則資料>

○中津川市ががんばる地域サポート事業補助金交付要綱

平成23年3月28日決裁

改正

平成26年2月5日
平成27年3月13日
平成28年3月31日
平成31年3月8日
令和2年3月31日

中津川市ががんばる地域サポート事業補助金交付要綱

中津川市ががんばる地域サポート事業補助金交付要綱（平成20年6月23日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市は、互いに助け合うコミュニティづくりを進めるため、市民が主体となって各地域の創意と工夫を活かした地域づくり活動を行う団体に対して、中津川市ががんばる地域サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、市内に活動拠点をもつ団体で、市内の地域づくりに取り組む団体とする。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、補助対象者が実施する事業で、次表の左欄に掲げる部門の区分に応じ、同表の右欄に定める事業とする。

部門の区分	補助対象事業
絆づくり部門	(1) 地域課題の解決など住みよい地域づくりに寄与する事業 (2) 地域の特色を活かした地域づくりに寄与する事業 (3) 前2号に掲げるほか、地域づくりの進展に寄与する事業
立ち上げ部門	上記事業を行うための団体設立準備事業若しくは非営利活動を目的とするNPO法人等の設立に向けた準備事業

2 補助対象事業は、あらかじめ、別に内規で定める審査員会の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の補助対象事業としないものとする。

- (1) 市の他の補助金又は交付金の交付を受けている事業又は交付対象となる事業
- (2) 事業の効果が特定の団体だけに帰属すると認められる事業
- (3) 営利を主たる目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設または施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (6) その他補助することが適当でないと認められる事業

4 同一団体に対する同一年度内の補助金の交付については、1事業に限るものとする。

一部改正〔平成26年2月5日・27年3月13日・28年3月31日〕

（補助対象事業区域）

第4条 補助対象事業を行うことができる区域（以下「補助対象事業区域」という。）は、次表の左欄に掲げる部門の区分に応じ、同表の右欄に定めるところとする。

部門の区分	補助対象事業区域
絆づくり部門	市内15地区（中津西、中津南、中津東、苗木、坂本、落合、阿木、神坂、山口、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川）の区域又はこれらの地区の複数の地区で構成される区域
立ち上げ部門	上記の区域に加え、全市を一の区域とする区域

一部改正〔平成27年3月13日〕

（補助金額）

第5条 補助金額は、各年度の予算の範囲内とし、次表の左欄に掲げる部門の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

部門の区分	補助金額
絆づくり部門	1団体あたり20万円以内
立ち上げ部門	1団体あたり5万円以内

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象としないものとする。

- (1) 当該団体の運営に係る家賃、光熱水費等経常的な経費
- (2) 当該団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、宿泊費等
- (3) 他用途に転用可能な備品等の購入費、整備費等
- (4) 前3号のほか、市長が適当でないと認める経費

3 前項の規定にかかわらず、活動の安全に配慮することを目的とした熱中症対策のための飲料購入の食糧費は、補助対象の経費とする。

一部改正〔平成26年2月5日・27年3月13日・31年3月8日〕

（補助期間）

第6条 補助金の交付期間は、次表の左欄に掲げる部門の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

部門の区分	補助期間
絆づくり部門	補助対象者の自立を支援し、及び促進するため、最長3か年度まで（3か年度にわたる補助金交付を確約するものではない。）
立ち上げ部門	当該年度のみ

一部改正〔平成27年3月13日〕

（補助金の要望）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域づくり活動を実施する予定年度の前年度9月末までに市へ補助金の要望をするものとする。

追加〔令和2年3月31日〕

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業開始前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 中津川市ががんばる地域サポート事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業収支予算書及びその内訳が分かる見積書等
- (3) その他市長が必要と認めるもの

一部改正〔平成26年2月5日〕

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条に定める書類を受理したときは、当該書類を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すると決定した者には、補助指令書（第2号様式）により、

交付しないと決定した者には、中津川市ががんばる地域サポート事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定について条件を付することができる。

全部改正〔平成26年2月5日〕

（事業内容の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、第7条に定める書類の内容に変更が生じたときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 中津川市ががんばる地域サポート事業内容変更承認申請書（第4号様式）
- (2) 事業変更計画書
- (3) 事業変更収支予算書及びその内訳が分かる見積書等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

一部改正〔平成26年2月5日〕

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業完了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 中津川市ががんばる地域サポート事業完了報告書（第5号様式）
- (2) 活動事例報告書
- (3) 事業決算書
- (4) 事業に係る領収書の写し
- (5) 実施した事業の成果書類（写真等）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

- 2 補助金の交付決定を受けた団体は、市が主催する活動報告会にて、前項の完了報告書等に基づき活動内容を報告しなければならない。

一部改正〔平成26年2月5日・28年3月31日〕

（補助金の請求）

第12条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業が完了した場合は、中津川市ががんばる地域サポート事業補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が補助対象事業を完了する前に補助金を交付することが適当と認めたときは、補助対象事業を完了する前に補助金交付請求書を市長に提出することができる。

一部改正〔平成26年2月5日〕

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び中津川市補助金交付規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適當であるとき。
- (4) 出来形等が計画書と著しく相違するとき。
- (5) 虚偽、その他不正な行為があったとき。
- (6) その他市長において補助金の交付をすることが不適當と認めたとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第6条の規定の適用については、施行日の属する年度前において、既に改正前の中津川市がんばる地域サポート事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けていた団体に係る補助期間があるときは、当該期間を通算する。

附 則（平成26年2月5日）

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

●●● まずは、ご相談ください ●●●

事業の申請をお考えの団体は、

お気軽にお問い合わせください

事前にご相談いただくと
申請受付がよりスムーズとなります。

【お問い合わせ先 及び 書類提出先】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ●市民部 地域づくり協働課 | 電話：66-1111 |
| ●中津事務所 | 電話：66-1111 |
| ●苗木事務所 | 電話：66-1301 |
| ●坂本事務所 | 電話：68-2001 |
| ●落合事務所 | 電話：69-3201 |
| ●阿木事務所 | 電話：63-2001 |
| ●神坂事務所 | 電話：69-4111 |
| ●山口総合事務所 | 電話：75-2126 |
| ●坂下総合事務所 | 電話：75-2111 |
| ●川上総合事務所 | 電話：74-2111 |
| ●加子母総合事務所 | 電話：79-2111 |
| ●付知総合事務所 | 電話：82-2111 |
| ●福岡総合事務所 | 電話：72-2111 |
| ●蛭川総合事務所 | 電話：0573-45-2211 |